

待機行動実施細則

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、モーターボート競走競技規程（以下「競技規程」という。）第7条第4項及び第13条第3項に基づき、定めるものとする。

(小回り防止ブイ)

第2条 センターポールと第2ターンマークを結ぶ線上において、第2ターンマークから20mの位置に設置した直径35cm以上の球形のブイを、小回り防止ブイ（130mブイ）という。

(内線)

第3条 小回り防止ブイと第2ターンマークを結ぶ線を、内線という。

(150m見透し線)

第4条 第2ターンマークと150m標識板を結ぶ線を、150m見透し線という。

(130m見透し線)

第5条 150m見透し線と平行な線であって、小回り防止ブイを通る線を、130m見透し線という。

(ボートの中心線)

第6条 ボートの横幅の中心を通る長さ方向の直線を、ボートの中心線という。

(コースの決定)

第7条 コースの決定は、原則としてモーターボートがスタートラインに正対した後、内線に近いモーターボートから行う。

(コースの呼称)

第8条 コースの呼称は、内線に最も近いモーターボートを1コース、1コースに最も近いモーターボートを2コースとし、以下順番に呼称する。

第2章 待機航走

(待機航走の方法)

第9条 モーターボートは、内線を左回りしなければならない。なお、次の各号の一に該当した場合は、内線を左回りしなかったものと見なす。

(1) バックストレッチにおける130m見越し線から150m見越し線の範囲において、ボートの先端がスタートライン方向に向いたとき。

(2) バックストレッチにおいて、150m見越し線を越えた場合であっても、ボートの進行方向の中心線が内線と交差したとき。

(3) 内線を越えたとき。

2 モーターボートは、待機水面を航走しなければならない。

3 モーターボートは、1コースに入ろうとする場合は、第2ターンマークと適正な間隔を越える間隔を空けてはならない。また、2コースから5コースに入ろうとする場合は、隣接する内側のコースのモーターボートと適正な間隔を越える間隔を空けてはならない。なお、適正な間隔は、審判委員長が定めることとする。

(追突等)

第10条 モーターボートは、失速又は追突することにより、他のモーターボートの航走に支障を生じさせてはならない。

(転舵)

第11条 モーターボートは、接近して並行している他のモーターボートに向けて転舵することにより、他のモーターボートの進路に支障を生じさせてはならない。

(蛇行)

第12条 モーターボートは、内線付近における低速航走中において、蛇行してはならない。なお、次の各号の一に該当した場合は、蛇行したものと見なす。

(1) バックストレッチにおいて、ボートの中心線が、3回以上内線と交差したとき。

(2) バックストレッチにおいて、ボートの先端をスタートライン方向に向けた後、スタートライン方向と反対方向に向けたとき。

(3) ホームストレッチにおいて、ボートの先端を内線と直角方向に向けた後、スタートライン方向と反対方向に向けたとき。

(ターンマーク等への接触)

第13条 モーターボートは、第2ターンマーク等（小回り防止ブイ及び第2ターンマーク付近の消波装置を含む。）に接触することにより、通常予測される進行方向に対する速度を遅らせてはならない。なお、次の各号の一に該当した場合は、通常予測される進行方向に対する速度を遅らせたものと見なす。

(1) 接触により、故意に速度を遅くしていると判断できるとき。

(2) 故意か過失か判断できない場合であって、当該開催競走において、再三の注意にもかかわらず繰り返し同行為を行ったとき。

(モーターの停止)

第14条 選手は、モーターを停止させてはならない。なお、次の各号の一に該当した場合は、モーターを停止させたものと見なす。

- (1) 故意にモーターを停止したと判断できるとき。
- (2) 故意か過失か判断できない場合であって、当該開催競走において、再三の注意にもかかわらず繰り返し同行為を行ったとき。
- (3) モーターが停止した場合に、再始動の動作が機敏でなかったとき。

(前付け)

第15条 モーターボートは、内線付近において、低速航走中の他のモーターボートの進行方向に入る（以下「前付け」という。）ことにより、そのモーターボートの進路に支障を生じさせてはならない。

(割込み)

第16条 モーターボートは、他のモーターボートの内側に割込むことにより、他のモーターボートの進路に支障を生じさせてはならない。なお、前付けされたモーターボートが再度加速し、前付けしたモーターボートに接触した場合は、割込みとみなす。

(逆航走)

第17条 モーターボートは、ホームストレッチにおいて、スタートのため、ボートの先端をスタートライン方向に向けた後は進入航走をすることとし、再度スタートライン方向と反対方向に向けて航走（以下「逆航走」という。）をしてはならない。

第3章 進入航走

(進入航走の方法)

第18条 モーターボートは、スタートのため、150m見越し線に達した後は、速やかにスタートラインに正対し、直進しなければならない。ただし、他のモーターボートが内線の回り直し等を行い、内側に詰めても他のモーターボートの航走に支障を生じさせない間隔が生じた場合は、再度、スタートラインに正対し直すことができる。なお、進入航走中において、転舵、蛇行、前付け、又は逆航走をした場合は、直進しなかったものと見なす。

2 競技規程第7条第2項第1号又は第2号に該当し、審判委員長が進入コースを判断できなかったモーターボート、又は前項本文において、やむを得ず内線を回り直したモーターボートは、最アウトコースから進入航走しなければならない。ただし、当該モーターボートが2隻以上ある場合は、最アウトコース又は最アウトコースに近接するコースから、順次進入航走しなければならない。

3 モーターボートは、進入固定競走の進入航走において、150m見越し線を通過するとき、1コースから最アウトコースまで、番号札の番号の小さいモーターボートから大きなモーターボートの順に、進入航走しなければならない。

(割込み等)

第19条 モーターボートは、先行する他のモーターボートが150m見越し線に達した後は、他のモーターボートの内側に割込みをしてはならない。ただし、先行しているモーターボートの内側に十分な間隔があり、その間を航走しても先行するモーターボートの航走に支障を生じさせない場合は、割込みとは見なさない。

2 モーターボートは、並行して航走する場合において、先に150m見越し線に達した場合であっても、並行している他のモーターボートが、内側に十分な余地が保持できる間隔をもって航走しなければならない。

(準用規定)

第20条 第9条第1項、同条第2項、第10条、第13条及び14条の規定は、進入航走について準用する。

(適正なコース間隔)

第21条 モーターボートは、1コースに入る場合は、内線と適正な間隔を越える間隔を空けてはならない。また、2コースから5コースに入る場合は、隣接する内側のコースのモーターボートと適正な間隔を越える間隔を空けてはならない。なお、適正な間隔は、審判委員長が定めることとし、適正な間隔を示す標識旗を空中線に取り付けることができる。

第4章 細則

(判定例)

第22条 第9条から第21条までの判定にあたっての判定例は、競走会が別に定める。

(違反の取扱い)

第23条 審判委員長が第9条から第21条（進入固定競走については、第9条第3項及び第18条第2項を除く。）の規定に違反したと認めた場合は、待機行動違反として取り扱う。ただし、他のモーターボートに妨害された場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。なお、待機行動違反の取扱いは、競走会が別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。